

美郷町広報紙「広報美郷」広告掲載基準

平成18年5月1日 告示第47号
改正

平成23年9月1日 告示第54号

(目的)

第1条 この告示は、美郷町広告掲載取扱要綱に基づき、美郷町（以下「町」という。）が作成する町広報紙「広報美郷」への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、1枠につき縦50mm×横85mmとする。

2 2枠の場合は、縦50mm×横180mmとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1カ月とする。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(掲載募集枠等)

第5条 募集は8枠とし、掲載については原則1カ月1回とする。なお、広告掲載希望者が募集する広告の枠数に満たないときは、複数の広告の枠の利用を認めることができる。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(広告内容)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、印刷物等のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成23年9月1日告示第54号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。